

～子供たちの夢をかなえる教師になる！～

東京教師養成塾通信

発行日 平成30年1月13日
<第9号>
発行元 東京都教職員研修センター
研修部教育開発課
電話 03-5802-0318

●第18回講座「これからの教育に期待すること」

平成29年12月9日（土）に、公益社団法人経済同友会副代表幹事・ANAホールディングス株式会社社外取締役・三井物産株式会社社外取締役・みずほフィナンシャルグループ会社社外取締役の小林いずみ様をお招きして「これからの教育に期待すること」をテーマに第18回講座を行いました。今回は教師としての資質・能力を高めるため、常に新しい情報に基づく国内外の政治、経済、社会の動向等に関心を持ち、これからの教育に期待されることやリーダーとして求められる姿を学ぶことを目的としています。

講師から、国内外における様々な職務に当たった経験をもとに、グローバル社会で求められることについての話があり、海外での職務や生活を通して気付いた日本の特徴や課題が語られました。講義の中では、「正解は一つではなく異なる視点から物事を見ること」や「視野を広げて物事の本質を捉えた自由な発想と失敗を恐れない姿勢をもつこと」が大切であるという説明がありました。これらのことは、教育を担う者に求められることでもあり、塾生にとって広い視野から教育について考える機会となりました。また、塾生は講師に対して、「人材育成で大切にしていること」、「自分を成長させた経験」等について質問し、学びを深めました。今回も連携大学に対し公開したところ、約40名の応募があり、参加者も塾生と共に興味深そうにメモを取りながら聴講していました。

【塾生の感想より】

- ・講師が経営や人とのつながりを通して学んだことは社会に生きる人として大切なことであり、自分が教師になったときも学校という社会の中で大切にしていきたいと感じた。
- ・社会で求められている人材を育成するための教育の在り方について学んだ。日本人の良さを伸ばしつつ、自己主張する場面や視野を広げて考える場面を日々の指導で取り入れていきたい。
- ・教育者として次代を担う子供たちを育てていく上で、自分の意見を積極的に述べられる力や自信を付けさせられるように心がけていきたい。

●塾生同士の授業観察

東京教師養成塾では、実践的指導力の更なる充実を図るため、班ごとに塾生同士の授業観察を行いました。塾生は、4月から班別協議や公開講座に向けた指導案検討等で切磋琢磨してきた経験を踏まえ、他の塾生の授業を参観しました。そして、自らの学習指導に生かしていきたいことや改善すべきこと等を協議することにより、特別教育実習での授業改善への意欲をさらに高めていました。また、授業者の塾生は、日頃から御指導いただいている養成塾教授や養成指定校の管理職、指導担当の先生とは違った視点からの意見を聞くことにより、学習指導についてより主体的に考えるようになりました。

【塾生の報告書より】

- ・今回の塾生同士の授業参観を通して、仲間の頑張っている姿に刺激を受け、自分も授業力の向上に向けてさらに努力していくことを決意することができた。
- ・積極的に学ぶ児童の様子を見て、授業者の塾生と児童の人間関係や担任の先生の学級経営の力を感じた。めあてやまとめを確認する際に、児童の言葉を生かすための手だてを取り入れたい。



研究授業後の協議

●模範となる授業参観

東京教師養成塾では、実践的指導力の一層の充実を図ることを目的として、11月下旬から2月までに東京教師道場の部員による公開授業の参観を行っています。小学校コースの塾生は、小学校の授業を、特別支援学校コースの塾生は、基本的に実習を行う指定校と同じ障害種別の授業を参観しています。

【塾生の報告書より】

- ・今回の模範となる授業参観を通して学んだことは、学習指導の基盤としての学級経営や学習規律の重要性である。また、児童理解、授業評価という点で授業の振り返りの際に予想した児童の発言と実際を比べることで、指導に必要な児童理解や授業準備が見えてくるということ学んだ。
- ・子供たちが疑問に思ったことを自由に移動して友達と相談したり、グラフから考えたりする活動を取り入れており、子供たちが積極的に授業に取り組む様子が見られた。自分もしっかりと教材研究を行い、充実した学びを提供できるようにしていきたい。

【連載シリーズ コラム⑭】

◆ 特別支援学校の授業づくり ◆

東京教師養成塾教授 信方 壽幸

今回は、特別支援学校における授業づくりについて述べたいと思います。

1 児童・生徒観 ～単元（題材）に関する既習状況、障害の程度、興味・関心等の実態を把握する～

まずは、障害のある児童・生徒の的確な実態把握を行う必要があります。聞き取りや行動観察に加え、心理・発達検査等を併せて活用します。しかし、複数の障害を併せ有する場合、既存の心理・発達検査等では、児童・生徒の多様な実態を包括的に把握することが困難なことがあります。この場合は、学校独自で作成した実態把握チェックリストの活用や個別指導計画を基にしたケース会議等を行います。

2 単元（題材）観 ～学習指導要領等により、単元や題材がもつ教育的意義を確認する～

特別支援学校の教育課程は、小・中学校、高等学校に準ずる教育課程から知的障害のある児童・生徒を対象とした教育課程、重い障害のある児童・生徒を対象とした自立活動を主とした教育課程まで幅広くあります。特に、知的障害のある児童・生徒に対する教育課程、自立活動を主とした教育課程で指導する場合、文部科学省の検定教科書がないため、教師は、認知発達の段階や各教科等の系統性の理解とともに、特別支援学校学習指導要領にある知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の段階的に示された各教科の目標及び内容、自立活動の内容項目の記述を踏まえた、児童・生徒の日常生活を基盤とした単元（題材）を適切に設定するアイデアが求められます。

3 教材観 ～資料や教材・教具、地域の人材、学習環境等をどのように活用するかを明確にする～

単元（題材）を設定したら、児童・生徒一人一人の学習内容の習得状況等を踏まえた指導目標を定め、授業で活用する資料や教材・教具、地域の人材、学習環境等を検討します。例えば、聴覚障害特別支援学校であれば、日本語の育成を大きな目標とし、音や音声入力の不自由さを考慮し、視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具や、その活用方法を工夫したり、コンピュータ等の情報機器を有効に活用したりするなどがあります。また、肢体不自由特別支援学校であれば、児童・生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすることなどが考えられます。

塾生の教師養成指定校での特別教育実習も、残すところ1ヶ月を切りました。まさに秒読み段階です。そこで、残りの実習では、学級担任の視点から授業を考え、実践していくよう指導しているところです。